

西武園競輪動画撮影及び投稿者認定基準

西武園競輪場開催執務委員長

(目的・趣旨)

第1条 この基準は、西武園競輪場に YouTuber を呼び込み、動画を通じて埼玉県営西武園競輪を広報していただくことを目的として、YouTuber に対しクイーンルームでの動画の撮影及び投稿を許可する際の基準に関し必要な事項を定める。

(認定基準)

第2条 動画撮影者は、次の各号の基準を満たすものとする。

- (1) YouTube のチャンネル登録者数 5,000 人以上
- (2) 過去投稿した動画又は配信等で1動画につき1万回以上再生されたことがあること。

2 動画の内容は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令に違反するもの又は違反するおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性、宗教性のあるもの
- (4) 社会問題について主義主張するもの
- (5) 公共に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (6) 公営競技としての公共性もしくは中立性又は品位を損なうおそれがあるもの
- (7) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (8) 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (9) その他、適切でないと認められるもの

附 則

この基準は、令和2年12月10日から施行し、令和3年3月31日に廃止する。